教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備							
その他の設備							
主として金属製のもの							一七
その他のもの							八
自動車整備業用設備							一五
その他のサービス業用設備							一二
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの							
その他の設備							
主として金属製のもの							一七
その他のもの							八
ソフトウエア							
その他のもの							五
構築物							一八
機械及び装置							五
建物及び建物附属設備							
建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しやへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備							五
機械及び装置							
その他のもの							四
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの							
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの							
住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの							五〇
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの							四七
飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの							三一
その他のもの							三九
旅館用又はホテル用のもの							三四
延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの							四一
その他のもの							三九
店舗用のもの							三九
病院用のもの							三一
公衆浴場用のもの							
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの							
その他のもの							三八

れんが造、石造又はブロック造のもの							
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの							
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの							四一
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの							三八
旅館用、ホテル用又は病院用のもの							三六
公衆浴場用のもの							三〇
金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）							
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの							
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの							三八
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの							三四
旅館用、ホテル用又は病院用のもの							三一
公衆浴場用のもの							二九
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）							
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの							
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの							三〇
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの							二七
旅館用、ホテル用又は病院用のもの							二五
公衆浴場用のもの							二四
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）							一九
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの							
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの							二二
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの							一九
旅館用、ホテル用又は病院用のもの							一九
公衆浴場用のもの							一五
木造又は合成樹脂造のもの							
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの							
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの							二四
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの							二二
旅館用、ホテル用又は病院用のもの							二〇
公衆浴場用のもの							一七
							一二